

事務連絡  
令和8年3月30日

各都道府県水道行政担当部（局）御中

各国土交通大臣認可 { 水道事業者  
水道用水供給事業者 } 御中

（各地方整備局等経由）

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室

水道における災害・事故等への迅速な対応のための緊急連絡体制の構築  
及び連絡先リストの作成について（依頼）

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

国土交通省防災業務計画（令和8年1月修正）においては、発災後、一日も早い生活再建に向け、インフラの迅速な復旧が急務とされています。

このことを踏まえ、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（令和7年6月30日付け国水水第110号国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知。以下「課長通知」という。）に基づく自然災害・事故等発生時の情報提供に加え、今後、自然災害・事故発生後、住民が断水で困らない状況を一刻も早く実現することを目指し、特に迅速な対応・支援が必要であると国土交通省水道事業課が認める場合には、必要に応じ、下記の通り国土交通省水道事業課から被害が生じた水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）の実務責任者等に直接連絡し、お互いに連絡を取り合う緊急連絡体制（実務責任者ホットライン）を構築することとします。また、この準備として連絡先リストを作成します。

つきましては、水道事業者等におかれましては、災害・事故等における実務責任者ホットラインの構築及び連絡先リストの作成に御協力いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内の地方公共団体である知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただくとともに、回答をとりまとめの上、各地方整備局等へ提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 実務責任者ホットラインの構築

管内で震度5弱以上が観測された場合、又は自然災害、事故、水質異常等により断水解消の見通しが立たないなど、国土交通省水道事業課が特に迅速な対応・支援が必要と認める場合には、必要に応じ、国土交通省水道事業課から当該水道事業者等に直接連絡し、お互いに連絡を取り合う（実務責任者ホットラインの構築）こととします。

実務責任者ホットラインを通じて国土交通省水道事業課が水道事業者等から聴取した内容や同課から水道事業者等への助言等については、地方整備局等水道係等を通じ、都道府県水道行政担当部局に情報共有します。

## 2. 連絡先リスト

### (1) 記入要領

令和8年4月1日時点の情報として、災害時等連絡先リストの該当する列に記入してください。勤務時間中、勤務時間外（夜間・休日）に直接連絡が付き電話番号を記入してください。なお、事案の種類によって、連絡先が異なる場合は、その種類ごとに記入ください。

事業を廃止している場合等は事業主体名に赤字で取消線を引いてください。事業を創設している場合は行を追加のうえ事業主体名を赤字で記入してください。

水道事業者：主に給水している市区町村名をI列に記入ください。それ以外の市区町村以外にも給水している場合はJ列以降に市区町村名を記入ください。J列～Z列よりも給水している市区町村が多い場合は、AA列以降に市区町村名を記入ください。

水道用水供給事業者：「給水している市区町村」を「供給している市区町村」と読み替えて記入ください。また、一部事務組合に供給している場合は、一部事務組合が給水している市町村（受水した水を実際に給水している市町村かは問わない）を記入してください。記入要領は上述の水道事業者と同じです。

### (2) 提出期限

令和8年4月10日（金）

※国土交通大臣認可の水道事業者等は各地方整備局等へ上記期限までに御提出ください。

※各都道府県におかれては貴管内の知事認可の水道事業者等の回答をとりまとめの上、各地方整備局等へ上記期限までに御提出ください。

### (3) 情報の取扱い

提出いただいた情報については、水道事業課及び各地方整備局等において業務の目的の範囲内で使用します。また、各都道府県に、管内の水道事業者等に関する情報を提供する予定です。

### (4) 連絡先等変更時の対応

連絡先等に変更が生じた場合はその都度、国土交通大臣認可の水道事業者等においては各地方整備局等へ、知事認可の水道事業者等においては都道府県へ、変更内容の報告をお願いします。

各都道府県におかれては、貴管内の水道事業者等からの報告内容について、各地方整備局等へ報告をお願いします。

なお、出水期前等に、別途確認を行う場合があります。

#### 【問い合わせ先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課  
水道計画指導室

担当 小田、杉本、岸本

Mail hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

TEL 03-5253-8111（内線 34439、34433）